

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

賀詞交換会・新年宴会のお知らせ  
◇賀詞交換会  
日時 平成29年1月10日(火)15時30分  
場所 ロイヤルホールヨコハマ 3階 シンフォニーの間  
◇新年宴会  
日時 平成29年1月10日(火)17時30分  
場所 萬珍樓本店



神奈川県のアウトライ  
ンと天秤をモチーフに  
した神奈川県弁護士会  
のロゴマークです。

## 臨時総会 総会招集の 通知方法が変わる

10月25日、神奈川県民ホールにおいて当会臨時総会が開催された。

**第1号議案**  
当会総会(通常総会・臨時総会)における招集通知方法に関する会則改正

種村副会長より提案理由の説明があった。当会会則上、招集通知は会議の日時、場所及び目的の記載で足りるの  
で、多額の総会資料作成

費や送料の削減のため、本臨時総会から、総会資料を郵送せず、会員専用サイトに掲載し、印刷配布希望会員のみ郵送することとした。この場合、会議の目的等のみが記載された招集通知だけの送付となるので、より費用のかからないファクシミリや電磁的方法(メール配信等)による通知でも足りると考えることである。

また、日弁連調査室より「招集通知が一定程度の確実性を持って安全に会員へ到達しうる必要がある」との指摘があった。具体的な通知方法その他の規定を会則、規則等で明記することの検討を求められたので、追って「電磁的方法に関する規則(仮称)」を制定する予定であるとのことである。

**第2号議案**  
委員長代行制度の導入と新入会員の委員会参加義務免除期間の短縮に関する委員会通則の改正

種村副会長より提案理由の説明があった。現行委員会通則では、改選期にある委員会は、4月1日以降新たに委員会が開催されるまでの間、委員長が不在となるため、対外的対応の根拠規定として委員長代行制度を設けるとのことである。

また、委員会活動の活性化のため、新入会員の委員会参加義務の免除期間を短縮し、入会の翌年度から参加義務が課されるようにすることである。

高橋健一郎副会長より、会員数の増大その他の事情に対応できるよう、懲戒委員会及び綱紀委員会の副委員長も増員可能にしたいとの説明があり、各議案とも全会一致で可決承認された。

**第3号・第4号議案**  
懲戒委員会及び綱紀委員会における副委員長の複数制導入のための会則改正

**第2号議案**  
成年後見センター設置の件

**第3号議案**  
相談事業指定研修制度設定とその受講者への優先的配点を実施する件

種村副会長より、家庭裁判所への成年後見人等の適正な推薦、当会推薦委員の適正な職務遂行の監督並びに成年後見制度の周知・広報により、市民の成年後見制度の適正な利用の推進を図り、市民の権利擁護を実現するため、成年後見センターを総合法律相談センターに設置することについての説明があった。

種村副会長より、家庭裁判所への成年後見人等の適正な推薦、当会推薦委員の適正な職務遂行の監督並びに成年後見制度の周知・広報により、市民の成年後見制度の適正な利用の推進を図り、市民の権利擁護を実現するため、成年後見センターを総合法律相談センターに設置することについての説明があった。

## 会員集会 重要問題について 議論百出

**第1号議案**  
不適切行為措置制度等の整備の件

種村副会長より、会員

臨時総会に引き続き、執行部提案の議題についての会員集会在開催された。

種村副会長より、会員

種村副会長より、会員

種村副会長より、会員

臨時総会での議決の様子

## 新検事正歓迎会 和やかに開催

～大谷晃大新検事正が着任～

10月12日、大谷晃大横濱地方検察庁検事正の歓迎会が、萬珍樓にて開催された。当日は24名の会

着任の挨拶をする  
大谷晃大検事正

員が出席し、9月5日に着任した検事正を囲んだ。

三浦修会長による挨拶の後、検事正から、「歓迎会を弁護士会に開いて頂くのは初めてで感激している。神奈川県では大

きな事件が相次いでいるが、今後も気を引き締めて適切な事件処理にあたっていきたい」との挨拶があった。

続く延命政之常議員会議長による乾杯の発声を皮切りに、元検察官の会員をはじめとした検事正と縁のある会員から、次々と歓迎の意が表され

た。中でも、検事正の和歌山地方検察庁三席検事時代に、同庁検事正を務めた河田勝夫会員からは、「当時、和歌山県では事件数が少ないとされていたが、大谷検事正の在任中に突然、大きな事件が起こった。仕事量が膨大なものとなり忙殺された

た。中でも、検事正の和歌山地方検察庁三席検事時代に、同庁検事正を務めた河田勝夫会員からは、「当時、和歌山県では事件数が少ないとされていたが、大谷検事正の在任中に突然、大きな事件が起こった。仕事量が膨大なものとなり忙殺された

た。中でも、検事正の和歌山地方検察庁三席検事時代に、同庁検事正を務めた河田勝夫会員からは、「当時、和歌山県では事件数が少ないとされていたが、大谷検事正の在任中に突然、大きな事件が起こった。仕事量が膨大なものとなり忙殺された

た。中でも、検事正の和歌山地方検察庁三席検事時代に、同庁検事正を務めた河田勝夫会員からは、「当時、和歌山県では事件数が少ないとされていたが、大谷検事正の在任中に突然、大きな事件が起こった。仕事量が膨大なものとなり忙殺された

た。中でも、検事正の和歌山地方検察庁三席検事時代に、同庁検事正を務めた河田勝夫会員からは、「当時、和歌山県では事件数が少ないとされていたが、大谷検事正の在任中に突然、大きな事件が起こった。仕事量が膨大なものとなり忙殺された

## 山ゆり

▼「弁護士は、どんな仕事をしていますか?」大きく聞けると、「民事」と「刑事」があり、

中高校生を対象とした講演をした際、学生の質問にそこまで答えて、思わず言葉に詰まった。学生が一様にキョトンとしていたからだ。中学生に『民事』と言っても、そんなり伝わるわけがない▼

「伝える」ことの重要性は、常に世間の関心事であるようだ。「伝える力」  
「伝え方が9割」といった書籍がベストセラーになるのも、人々がその重要性と難しさを認識しているからだろう▼

「伝える力」を駆使すべき場面は多い。依頼者への説明、相手方との交渉、準備書面の作成や裁判官とのやりとり等、言葉を適切に選び、誤解なく伝えなければならぬ場面の連続だ▼

「伝える力」を駆使すべき場面は多い。依頼者への説明、相手方との交渉、準備書面の作成や裁判官とのやりとり等、言葉を適切に選び、誤解なく伝えなければならぬ場面の連続だ▼

「伝える力」を駆使すべき場面は多い。依頼者への説明、相手方との交渉、準備書面の作成や裁判官とのやりとり等、言葉を適切に選び、誤解なく伝えなければならぬ場面の連続だ▼

「伝える力」を駆使すべき場面は多い。依頼者への説明、相手方との交渉、準備書面の作成や裁判官とのやりとり等、言葉を適切に選び、誤解なく伝えなければならぬ場面の連続だ▼

「伝える力」を駆使すべき場面は多い。依頼者への説明、相手方との交渉、準備書面の作成や裁判官とのやりとり等、言葉を適切に選び、誤解なく伝えなければならぬ場面の連続だ▼

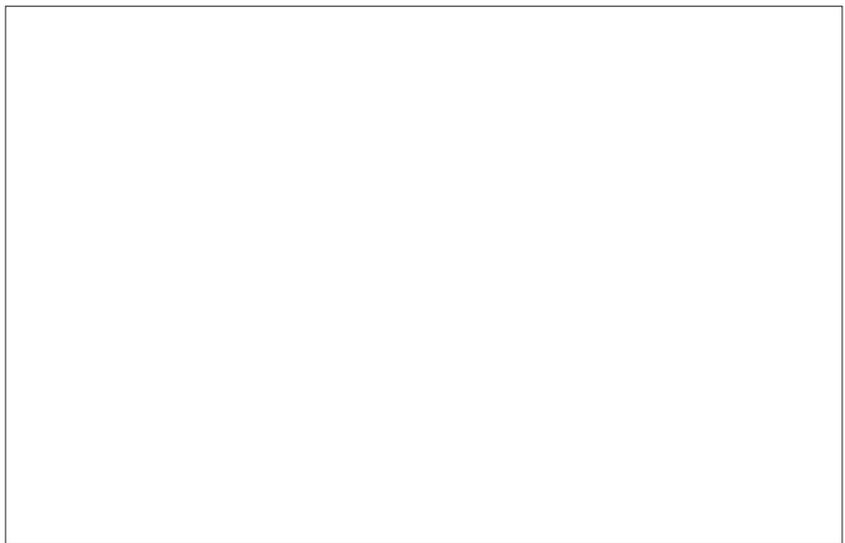
(波田野 馨子)

# かなパブ最前線

## 「いざ、鴨川ひまわりへ」

平成26年12月にかながわパブリック法律事務所(以下、「かなパブ」といふ)に入所し、かなパブでの養成期間2年目を終えようとしている。

平成29年3月を目途



筆者(左)と、指導担当の北川靖之の会員(右)

に、鴨川ひまわり基金法律事務所の所長を岡本吉平弁護士から引き継ぐ予定であり、今は登録替えの直前である。鴨川ひまわりは、かつてかなパブで養成を受けた岡本弁護士が一から立ち上げた事務所である。岡本弁護士が築かれた城を大切に守り、そして発展させていきたい。

振り返ると、筆者が修習生であった平成26年2月に大雪の中で開かれた当会の合同就職説明会が、かなパブとの初めての出会いであった。

あの日の大雪がその予兆だったわけではないだろうが、入所後は苦勞の連続であった。となれば、多少は読者の興味も湧くことと思われるが、幸い、事務所内の弁護士陣から手厚い指導を受けられ、充実した2年間であった。

(この間、結婚も、第一子の誕生もあった)。

もちろん、民事、家事、債務整理、刑事、後見、それぞれで濃い事件はあり、苦勞を感じることもあった。しかし、依頼者によっては、涙を流して感謝して下さるなど、こ

ちらが感激させられることも多く経験できた。弁護士になって本当に良かったと思っている。

このような素晴らしい経験を積めたのは、所内のメンバーはもちろん、委員会等を通じて知りあえた所外の先生方に支えていただけたからこそであり、感謝しても足りない。

鴨川ひまわりでは、一人所長として事務所を経営していくこととなる。弁護士過疎地ならではの、刑事事件や後見事件が非常に多く、多忙を極めることは必至である。

登録3年目を迎えるに過ぎない未熟者の筆者が思い悩むことは多くなろうが、育てていただいた当会への感謝を胸に、遠い(意外と近い?)鴨川の地で、頑張っていきたい。

(会員 金澤 佳弘)

### 全国一斉スポーツ法律相談会

## スポーツに関する問題の顕在化を

スポーツ法研究会所属の筆者

10月15日(土)、全国一斉スポーツ法律相談会が開催された。当会においても、スポーツ法研究会が主導し、電話相談と面談相談を実施した。

10月15日(土)、全国一斉スポーツ法律相談会が開催された。当会においても、スポーツ法研究会が主導し、電話相談と面談相談を実施した。

は不祥事が隠避され告発しにくい風潮がある。そこで、現在潜在化している問題をできるだけ顕在化させることを意図して、日弁連弁護士業務改革委員会が企画し、各弁護士会と共催して、本相談会を実施するに至った。

当日は、面談相談を受けた方から、「業界の慣行を踏まえた具体的なアドバイスを頂け、大変役立つ」との感想が寄せられた。

昨日、特に部活動におけるスポーツ事故や体罰等のニュースは後を絶たず、隠れたニーズはあると考えられる。今後、更に広報を工夫し、より充実した相談会を行ってきたい。

(会員 徳田 光子)

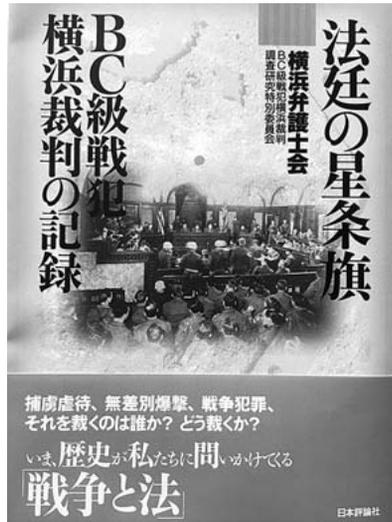
連載

### 戦後70年と横浜軍事裁判

第11回(最終回)

## 残された課題

会員 間部 俊明



「法廷の星条旗」の表紙

平成12年10月26日、当会会館にて、シンポジウム「BC級戦犯裁判を考へる―法律家のあり方をめぐって―」を開催した。

台湾軍の法務官だった小池金市氏(東京弁護士会・昭和49年度関弁連理事)と陸軍中野学校を卒業後、九州西部軍に情報将校として赴任した山本福一氏ほかに登壇いただいた。

小池氏は、法務官として台湾軍在任中、台湾の市街地を空襲した米軍機搭乗員を起訴し、軍律裁判を行って銃殺刑に処したことが不法であったとして横浜軍事裁判に起訴された(170号事件)。

小池氏と飛鳥田一雄弁護士は、俘虜となっていた54名の搭乗員のうち、無差別爆撃を行ったこと

の裏付けを得られない40名については不起訴としており、9名の起訴(5名については起訴の上申をしたが起訴にはならなかった)は不法ではないと無罪を主張し、徹底抗戦した。

これに対して、西部軍事件(313号事件)では、法務官が、米軍機搭乗員に対する軍律裁判なしの処刑の執行者となったとして、起訴された。

シンポでは、2つの事件での法務官の行為を對比しながら、軍隊の中の法律家のあり方について討論した。

横浜軍事裁判調査研究特別委員会の3年の任期が終わりに近づいたのに、いまだに成果を発表できるまでに至っていない段階での集まりであっ

たが、新聞を読んで多数の市民が参加した。その時の感想文の記録が残っている。その一部を紹介すると、「大変貴重な活動です。頭が下がります。後世のためにごなたかが(日本人が)しなければならぬ仕事です。3年間で調査を打ち切るのではなく、活動を続けてほしい」(70代男性)、「日弁連にとっても日本(これから育っていく子供達)にとっても貴重な資料になると思う。貴重な資料を横浜弁護士会のみにとどめず、広く開示あるいは展示してほしい。

委員会の任期は延長され、平成16年、「法廷の星条旗」(日本評論社)を出版した。しかし、そこで発表できたのは10件に過ぎない。317件が検証されないまま残されている。それらの中には、明らかにされるべき歴史の真実が眠っている。

例えば、台湾軍事件で小池氏が不起訴とした米軍俘虜たちのその後。小

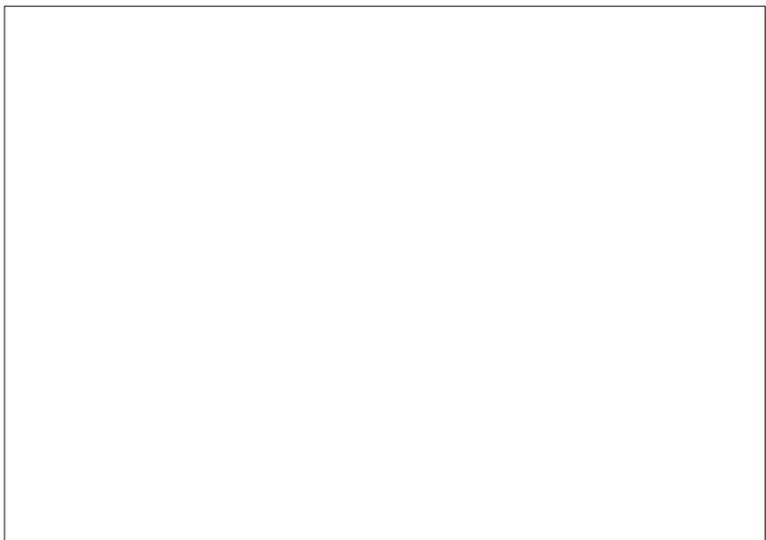
大船俘虜収容所では、13件の俘虜虐待事件が起訴されている。軍事裁判の検証作業を続けることは、軍事裁判の弁護に総会決議をもって取り組んだ当会の責務ではないか。「戦争の惨禍」という日本国憲法前文の言葉に込められた「立法事実」が、その作業によって明らかにされるはずである。

(終)

京畿中央地方弁護士会との共同セミナー開催

# 日韓の離婚制度の相違を学ぶ

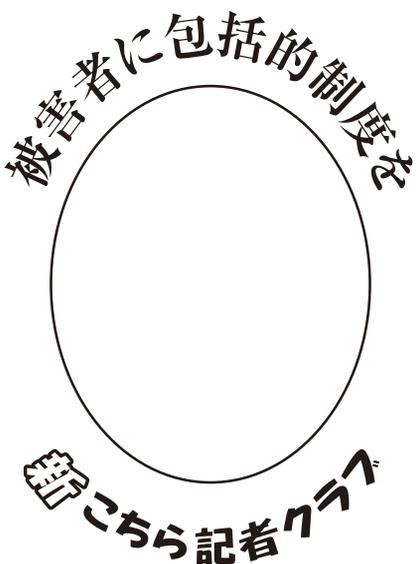
10月28日、三浦修会長、高岡俊之国際交流委員会委員長など、当会有志のメンバー21名は、韓国の高岡俊之国際交流委員会、水原地方裁判所及び水原地方検察庁を表敬訪問した。



セミナーでの発表に真剣に耳を傾ける参加者たち

その後、水原市内のホテルで共同セミナーが開催された。今回のテーマは、「有責配偶者の離婚訴訟」である。セミナーでは、京畿中央地方弁護士会に所属し、法学博士でもあるチェ・ソンホ弁護士から「有責配偶者の離婚請求に関する検討」が発表された。

その後のディスカッションでは、発言者が実際の経験に言及しつつ意見を述べ、活発な意見交換が行われた。セミナーの後は懇親会となり、韓国の伝統的な歌、楽器、踊りが披露され、華やかでありながら、和やかでもある雰囲気満喫した。他国の制度を知ることにより、日本の制度の在り方について考えさせられることも多い。非常に有意義なセミナーであったと思う。(会員 井田 治子)



しんと静まった法廷に、女性のすすり泣く細く小さな声が響きました。「あなたは人間ではない。最低最悪のモンスター」「長男を助けられなかったことが悔しくてたまらない」「罪を命をもって償ってほしい」と思っている。ベビーシッターの男性被告が男児を殺害した罪などに問われた裁判。被害者参加制度で法廷に立った男児の母が、息子への思い、被告への怒りを語りました。

判を担当することになり、傍聴した法廷での出来事。法廷の様子は私が知る16年のほかに、4人の裁判員。女性の裁判員の一人は目に涙をため、時折ハンカチで涙をぬぐっていました。事件が被害者の心に残す悲しみや憎しみ。裁判官席には3人の裁判官

私もその深さ、激しさに直触れ、胸が詰まる思いがしました。と同時に考えさせられました。加害者は服役する過程で、再び社会に適応するため矯正を受けるといふプログラムが存在する。被害者にも、その心の傷がいやされるまで、「あなたを一人にはしない」と寄り添い続ける、より包括的な制度が必要なのではないか。久しぶりの法廷で、日本の司法制度が「被害者」のことを考慮して進めてきた「変革」を感じました。そして、その「変革」にはさらに行くべき道があるのではないか、と思いました。(テレビ東京 河本 充夫)

## 理事者室 だより

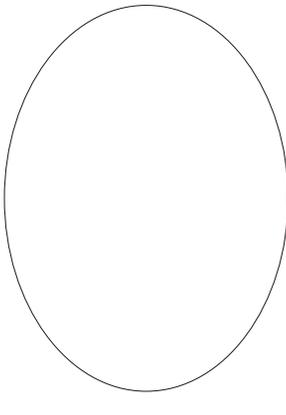
### 会務運営の楽しさと難しさを実感

副会長 安達 信

当会野球部「横浜マリナーズ」に所属(私は既に幽霊部員)しており、会長の気性や性格が分かる」と会員に呼びかけたが、その後の言動は正にそれを地で打っていると感じる。週1回の理事者会ももちろん、特に重要案件については一つの考えに固執せず、議論を見守り少しでもより良い判断ができることに徹しているように見える。この会長の下、気の置けない仲間となった副会長の面々と、純粹により良い会務運営を目指して議論する時間は、日々の弁護士業務では味わえない。是非とも会員のご理解とご協力を賜りたい。

## 事務局への感謝

会員 岡安 知己 (新61期)



私は、平成23年4月に山口県弁護士会から登録換えし、当会に入会しました。山口県弁護士会では、下関支部管内の事務所に所属していましたが、司法修習委員会、人権擁護委員会などの委員を務める機会に恵まれ、支部だけでなく本部の事務局の方々にも何かとお世話になりました。小規模な単体会でしたから、新人の頃から多くの会務を担当しなくてはならず、弁護士会の運営には事務局の方々の支えが不可欠であることを、その頃から実感していました。同じような思いを、当会の常議員を務めるようになってからも感じています。事務局の方々は、事前の資料の準備と送付、毎回の議事録の作成、採決や資料の配付回収など、議事が円滑に進むように奔走されています。常議員会は毎月開催される資料は膨大な量になり、長時間の議論に参加する私たち常議員の負担は軽いものではありません。当日の事務、会議終了後の作業など、事務局が費やす労力も、常議員同様に重く、もしかするとそれ以上かもしれません。毎月1回、常議員会を通じて、事務局の献身的な働きぶりを目の当たりにすることで、改めて事務局の方々に対して感謝の気持ちを抱くとともに、自分自身も、弁護士登録直後の初心に思いを巡らせております。

## 常議員会

# 横浜マリナーズ 創部35年目にして初の全国単独優勝!



10月22、23日の2日間、予選を勝ち上がった8チームによる日弁連野球決勝大会が、埼玉県宮大宮球場で開催された。

初戦の相手は5度の優勝を誇る大阪。過去2年は王者東京、今年は大阪と、強豪ばかりを初戦で引き当てるクジ運の悪さはお約束である。

西村誠主将の安打で先制した横浜は、一度は追いつかれるも、中盤に内野ゴロの間の得点などでしぶとくリードを広げた。

▲最優秀選手に輝いた辻居弘平のピッチング

▲胴上げされる野木監督

▲優勝を喜ぶ選手たち

▲優勝トロフィーを掲げる

10月9、10日の2日間、新潟聖籠スポーツセンターアルビレツジにて、第29回全国法曹サッカー大会が開催された。全19チームで行われたこの大会に、当会は横浜A、横浜Bの2チームに分かれて参戦した。初日は4組に分かれ総当たりのリーグ戦、2日目は初日の結果を基にした順位決定トーナメントが行われた。

初日、横浜Aは広島、名古屋B、京都B、神戸Bを相手に4連勝し、準

決勝に進出した。横浜Bは、初戦から東京A、東北Bを相手に連勝し、3試合目の京都Aは0-0。しかし、最終戦の福岡Aに敗れたため得失点差でリーグ3位となり、9位-12位の順位決定戦に回るようになった。

初日の夜は恒例の懇親会が行われ、サッカー解説者の松木安太郎氏のビデオメッセージや大会初日ゴールシーン集の上映もあり、大いに盛り上がった。

2日目、横浜Bは広島札幌相手に、善戦したもののいざい初日の健闘の甲斐あって、最終順位は昨年から2つ順位を上げた

# 2年連続3度目の優勝!

## 第29回全国法曹サッカー



# かな弁 アベック優勝!

投げてはエース元嶋亮が強打の大阪打線を3失点に抑え、4-3で辛くも勝利をものにした。この試合、元嶋を好リード・好キャッチングで支えた捕手・森弘史が敢闘賞に輝いた。

4年ぶりに初日の懇親会を気分良く過ごした横浜は翌日、準決勝の札幌戦に挑む。この試合は前日不発だった打線がつか

り、3失点にまとめて勝利投手となった。決勝の相手は三連覇中の東京である。東京が圧倒的有利の下馬評であったが、横浜は初日に原田聖哉が自慢の足でかき回

り、3失点にまとめて勝利投手となった。決勝の相手は三連覇中の東京である。東京が圧倒的有利の下馬評であったが、横浜は初日に原田聖哉が自慢の足でかき回

## 立憲主義と司法に関する講演会

# 難しいが勉強になった

連・関弁連共催で開催されたものである。当会では、憲法問題対策本部、人権擁護委員会、地域司法計画委員会の3つの委員会のメンバーが共同して準備にあたって

使容認は、憲法9条の論理的限界を超え、これを閣議決定で行ったことは、改正手続の論理的限界を超えるものであり、クーデターや革命に等しい。そして、このように論理的限界を超える問題であるからこそ、憲法学者だけでなく元内閣法制局長官や元最高裁判事が閣議決定を批判し、自衛隊合憲論をとる学者も反対運動に加わっていることであった。

### 編集後記

私にとってこれが最後の編集後記になる。委員会の10年で変化があった。毎月縦書き4面の新聞発行は変わらない。時代が変わり、メンバーが変われど良き伝統は引き継がれ。

デスク 三谷 淳  
記者 早川 和孝  
中島 慶子  
高橋 健二  
田淵 大輔  
波田野警子  
安達 慎司  
西雄一郎

10月4日、開港記念会館講堂において、「立憲主義と司法 その今日的意味を考へる」と題する石川健治東京大学法学部教授(憲法学)の講演会が開催された。これは、第59回日弁連人権擁護大会(10月6、7日・福井)及び第27回日弁連司法シンポジウム(11月5日・東京)のプレシンポジウムとして企画され、日弁

また、石川教授は、閣議決定による集団的自衛権の行使容認は、憲法が予定している論理的限界を二重の意味で超えるという見解を示した。すなわち、集団的自衛権の行

講演する石川健治教授

(会員 西雄一郎)

(会員 石原 大悟)